



第七中学校運動会(令和3年度)



第九中学校入学式(令和4年度)

第七中学校・第九中学校統合新校推進協議会

協議会だより

Vol.02
2022.6.13



第七中学校



第九中学校

TOPICS

統合新校の位置・通学区域について

- 令和4年5月26日(木)に第九中学校体育館で第2回協議会を開催し、統合新校の位置・通学区域についての協議を行いました。
- 統合新校の位置・通学区域を決定するには、敷地や通学時間等の条件が大きな要素となります。令和3年12月に改定された「区立中学校の統合方針」では、統合新校の位置及び通学区域について、以下のとおりとしています。

区立中学校の統合方針(抜粋)

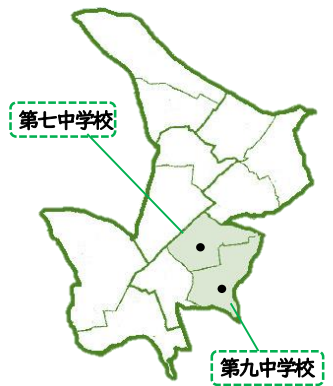
■ 新設中学校の位置

統合する学校間の規模の大小ではなく、統合後の通学区域における合理的な位置や校地・校舎等の条件を勘案して決定します。

■ 新設中学校の通学区域

原則として統合する各校の通学区域を合わせたものとし、学校・保護者・地域の方々の意向を十分に考慮し、必要に応じて通学区域の一部変更、調整区域の設定等を行うものとします。

こちらのQRコードから、区立中学校の統合方針全文をご覧ください。



第七中学校

第九中学校






協議会だよりは、協議の状況をお知らせするために発行しています。バックナンバーは、こちらのQRコードからご覧になれます。



第2回協議会では、各校の敷地の状況の比較及び①第七中学校を校地とした場合 ②第九中学校を校地とした場合の通学時間の試算結果、これまでの統合における通学負担の緩和措置等を基に協議しました。新設中学校の位置・通学区域については引き続き第3回の協議会においても協議し、その意見を踏まえ、9月に方針案を定めていく予定です。

ぜひ、ご覧ください！
こちらのQRコードから
当日の協議会資料、会議録
等をご覧になれます。



敷地比較表		
項目	第七中学校	第九中学校
住所	目黒区碑文谷1-1-33	目黒区洗足1-29-26
敷地面積	約9,337㎡	約11,104㎡
用途地域	第一種住居地域	第一種住居地域
建蔽率/容積率	60%/200%	60%/200%
高さ制限	17m	15m(東京都建築安全条例第4条第2項)
敷地の形状		
	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲の道路が広く、歩道がある ・南側の一部に有効活用が難しい不整形な部分がある ・敷地と道路が概ね平坦 	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の道路が狭く、通過交通が少ない ・敷地の東西方向の距離が長い ・道路や隣地と高低差がある
周辺道路	周囲を概ね6m以上の道路に囲まれ、東側・北側には歩道がある	幅員6mを超える道路がなく、大型車両の通行が困難
周囲との高低差	概ね平坦	道路や隣地と高低差があり、擁壁の改修が必要

通学時間比較表			
通学時間	第七中を校地とした場合	第九中を校地とした場合	
徒歩15分圏内	90.4%	71.3%	
徒歩20分圏内	98.5%	99.1%	
徒歩25分圏内	100%		
徒歩30分圏内			

※一般的な歩行速度である分速80m程度で計算。
統合する各校の通学区域を合わせた区域の人口のうち、一定の通学時間の範囲にいる小中学生人口(2,741人)の割合を出した。



*** 次回の開催予定 ***

日時 令和4年6月24日(金) 19:00~ **場所** 第七中学校体育館 (目黒区碑文谷1-1-33)

※傍聴を希望される方は、事前にお問合せください。

区立中学校の統合に関するご意見・ご質問等は、**学校統合推進課** お願いします！

お問い合わせ

Mail: kyoiku11@city.meguro.tokyo.jp
TEL: 5722-9301(直通) FAX: 5722-9332

区立中学校の統合に関するHPはこちら

